

只見線観光周遊バス等運行業務委託仕様書

第1 事業の目的

只見線乗車や観光、奥会津地域の周遊をセットにした観光周遊バスを運行し、只見線利用者の増加と地域への誘客を促進する。

加え、只見線の時刻に合わせた乗合路線型のバスを運行し、只見線のダイヤを補うとともに、車利用客などの片道乗車の需要を満たすことで、只見線乗車を促進する。

第2 委託事業の内容

1 観光周遊バスの運行

只見線の乗車を含む観光周遊バスを運行すること。なお、実施内容は以下のとおりとする。

(1) 行程

経路地等については提案要素とするが、会津若松駅を発着地に含めるものとし、以下の2行程を基本とすること。

また、全行程においてガイドが同行すること。

ア 柳津、三島町の周遊と只見線乗車（会津宮下～会津川口）を含むプラン

イ 只見町内の周遊と只見線乗車（会津川口～只見）を含むプラン

(2) 運行日・運行回数

令和8年5月～6月、同年8月～9月の土日祝日を原則実施するものとし、計35日以上（上記アのプランを15日程度、イのプランを20日程度）運行すること。加え、紅葉時期等収益が見込まれる時期については自主運行を行うこと。自主運行の運行日・運行回数については提案要素とする。

なお、実施日の最終決定及び列車の運休や参加者がいない等の理由により運休となった場合については、委託者と協議の上決定する。

2 乗合路線型バスの運行

只見線のダイヤを補うことと、車利用客などの片道乗車の需要を満たすことができるよう、只見線のダイヤと連動した乗合路線型バスを運行すること。

(1) 行程

既存の町営バス等を組み合わせつつ、会津若松駅、道の駅会津柳津、道の駅みしま宿等を起点としたパークアンドライド利用ができる行程を提案すること。

列車の待ち時間を補完し、「自家用車で沿線の周遊をしつつ、只見線に乗りたい」というニーズに答えることができる行程とすること。

なお、行程については委託者との協議により決定する。

(2) 運行日・運行回数

令和8年5月～令和9年3月までの土日祝日を原則実施するものとし、計70回程度運行すること。なお、実施日については利用者からの需要が多い時期を分析し提案を行うこと。

ただし、春節の時期等インバウンド旅行客の利用が見込まれる平日等についても運行を検討すること。

なお、実施日の最終決定及び列車の運休や参加者がいない等の理由により運休と

なった場合については、委託者と協議の上決定する。

3 広告

本事業の認知向上・利用促進を図るため、観光周遊バスと乗合路線型バスについて以下のとおり広告を行うこと。

(1) 国内旅行者への認知拡大を目的とした新聞折込広告等の実施

実施回数や実施方法は提案要素とする。

(2) インバウンド旅行者への周知や国内旅行者への広域的な周知を目的とした WEB 上での案内の実施

既存ホームページの活用や LP 等の作成を行い多言語対応が可能である WEB 上での周知や募集案内を行うこと。詳細な実施方法は提案要素とする。

なお、乗合路線型バスの運行については、モデルコースを複数示すこととし、一つは駅や道の駅等を起点としたパークアンドライド利用ができることコースを示すこと。また、自家用車で奥会津へ来た場合でも只見線への片道乗車が可能となる等利点を明示すること。

その他広告方法については提案要素とする。

4 分析

継続的な訴求改善に繋げるため、参加者に対してアンケートを行うこと。

5 その他

本事業は、特定原子力施設地域振興交付金を財源としていることから、参加者に対し、次の例文をもとに周知すること。

(例文) 只見線観光周遊バス等運行業務は、「令和 8 年度特定原子力施設地域振興交付金」により実施しています。

第 3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

- 1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること
- 2 運営事業について委託者と協議を行い、進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- 3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- 4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

第4 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】	事業完了後15日以内
5	収支決算書【様式3-3】	事業完了後15日以内
6	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日